

第五十一回国会 衆議院 法務委員會議録 第十一号

(CHIND)

昭和四十一年三月八日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 坂本 泰良君

理事 鍛冶 良作君

理事 田中伊三次君

理事 馬場 元治君

理事 森下 元晴君

理事 畑 和君

理事 山田 長司君

出席政府委員

法務政務次官

検察(大臣官房司法)

検察(大臣官房司法)

検察(大臣官房司法)

検察(大臣官房司法)

委員外の出席者

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

判事(最高裁判所)

欠として賀屋興宣君及び中嶋英夫君が議長の指名で委員に選任された。

三月七日

借地法等の一部改正に関する陳情書(東京都北区上中里一の一四太田財政研究所長太田政記(第二一〇号))は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二二号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、最高裁判所裁判官退職手当特例法案、及び訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、以上三件を一括して議題といたします。質疑の申し出がありますので、これを許します。坂本泰良君。

○坂本委員 たいま委員長から申されました三つの件は、いずれも裁判に関するものでございまして、そのことはいかには裁判を受ける国民の、刑事並びに民事に重大な関係があることと思ひます。特に裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、これは先日石井法務大臣の提案理由説明を承つたのでありますが、その中に、近年工業所有権に関する事件、租税に関する事件、その受理件数が相当多数にのぼつて、その審理期間も他の一般事件に比して著しく長期化している、こ

ういう実情にある、すなわち、そのような訴訟の迅速な解決をはかるためのこの裁判所法の改正である、こういうふうな承つたわけでありまして、そこで、本日私が質問いたそうと思ひますことは、この租税に関する事件、工業所有権に関する事件、具体的なあげますと、ここに書いてありますように相当の件数があり、相当多数にのぼつておる、こういうふうな存じますが、ここにわれわれが注目しなければならぬのは、これだけに限るものではないわけですが、特に、この工業所有権とあるいは租税というところを見ますと、先般法務委員会が横山委員から質疑をいたしました、いわゆるマンモス訴訟と一般にいわれているようですが、全電通の定期昇給をめぐる点が公社側と職員側との話がつかず、したがって、全国十六万に達する全電通の職員が定期昇給をストップされた。それは違法であるということで、やむを得ないから法的な救済をするためには、やはりこれは裁判によらなければならぬ、こういうふうなことで、裁判が全国各地に起こされたわけでありまして、先般資料をいただきましたが、それによりますと、電電公社賃金請求事件は、昭和四十年十一月十日提起されたが、係属庁は六十三万、地方裁判所の本庁が四十四、地裁の支部が十九、六十三の裁判所で提起をされておりました、その件数は四百六十八件、原告の総数は一万六千二百二名、一件当たりの原告数は三十三ないし五十名前後である、こういう訴訟が提起されておるわけでありまして、この訴訟は、労働関係訴訟として各裁判所に事件が受理されますと、報告事件として、これはたぶん原告が訴状を一通よけい出して、その訴状を添付して報告されておる。ですから、地方裁判所を通じて最高裁判所のほうでもこれは御存じのことと思ひますが、この訴訟について若干承りたいと思ひます。

まず第一に、この訴訟が提起されますと、やはり国民は法のもとに平等であり、この審理にあつては裁判所は非常な困難な状況がありまして、これが全部平等にいわれる口頭弁論を指定して、これを審理しなければならぬ。こういうふうな考へるわけでありまして、これについて裁判所のほうはどういうふうな処置をとっておられるか。やはり私は、この工業所有権の問題、あるいは租税の問題、税金の問題の訴訟というのは、たとへば税務署が差し押えをする、差し押えを受ければ、その滞納その他で不法な税金の課税をされると、それに対して不服の訴訟を起す、裁判所の判断を仰ぐ、こういう国民全般に関する訴訟でありますけれども、それよりもなおこの一万六千名に達する訴訟については、この法律案を出されるについては、それより前に当委員会でもこの質疑がなされておる事件でございまして、その措置をやらなければならぬじゃないか、こういうふうな存じますが、そういう一万六千名の全電通の訴訟はそのままにして、そうしてこの工業所有権とか税法に関するこの解決のために裁判官をふやす、私はそのことも解決しなければならぬと思ひますが、このことを考へるなら、その前にやはり全電通で働いておられる十六万の職員の方々が定期昇給をせよという、それは多少理屈はありまして、しかしながら、そうでないという観点に立つて、そうして裁判所の判決を受けなければならぬ、こういう状況になつておるから、これはこの法律案を起案されるならば、最も重要な、最初にこれを考慮に入れてやるべき問題じゃないか、こういうふうな考へるわけでありまして、その点について法律の提案者である法務大臣、あるいは直接その裁判の処理に当たられる最高裁判所の御所見をまず承つておきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 裁判所に直接する問題でございますので、便宜私のはりから先に意見を述べさせていただきます。

ただいま坂本委員からお話のございました裁判所法改正案の提案理由に、工業所有権、租税関係事件を非常に強調しておられるけれども、それ以外にも重要な事件が多々あるのではないかと、まことにお話のとおりで全くそのとおりでございます。私も全くとくそういふ頭で仕事をやってまいっておりますわけでございます。ただ、この法案を提出する際に私どもが法務省にお願ひし、さらに国会にお願ひしておりますこの工業所有権、租税関係事件というものを強調いたしておりますのは、裁判所法で今度置いたいただきます裁判所調査官というものは、これは地方裁判所では新設でございますが、そういう特殊の官職を今度新たに設ける、その理由はどこにあるかということをお願いしておるわけでございます。これはただ調査官の設置だけについての理由にとどまるわけでございます。そして、一般的に私どもとしては、決して工業所有権なり、租税関係事件にウエートを置いておるのでは毛頭ございません。すべての事件を平等に、しかも迅速かつ適正に処理したいという心がまえでやっておりますわけでございます。同時に、いま提案しております裁判所職員定員法、こちらのほうは、決して租税関係事件、あるいは工業所有権関係事件にとらわれて増員をお願いしておるわけでは毛頭ございません。これはすべての裁判所の事件を適正迅速にするために、職員をふやしていただく。この点は、法務省から提案していただきました。先日法務大臣からお話しくださいます提案理由にもはつきりうたわれておるところでございます。増員のほうはまさにすべての事件の關係について考えておるわけでございます。そういうわけでございまして、今度お願ひいたしております裁判官二十七人、あるいは書記官二十七人、その他の職員の増員につきましては、先般来坂本委員より横山委員からのお話のございました電通関係事件の提起等も頭に入れて、増員

をお願いしておる、こういうことになるわけでございます。

○山本(利)政府委員 ただいま裁判所側から述べられましたような観点から、法務省も法案を提出した次第でございます。

○坂本委員 次の質問に入る前に重ねてお伺いしますが、それではわずか二十七人の判事の増員くらいでこの一万六千二百名、四百六十八件の処理が現在では数として——あとで質問しますが、一部の口頭弁論が開かれ、またそれを開かずに準備手続の方式で、まことに遺憾な訴訟方式がとられておるわけでありまして、やはりこの問題も考慮に入れた、こういう御説明でありますならば、その口頭弁論とかそういうのはスムーズに、一般通常事件と同じように進行ができると、そういうようなお考えのもとにこの法案が起草され提出されたか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 まことにございともな御尋ねでございます。先般この法務委員会では坂本委員より横山委員からお話のございました当時は、まだ私も大蔵省と予算の折衝中でありました。増員の幅をきめるにつきました。御指摘を待つまでもなく、私もどこまでもこのことを当然頭に入れて大蔵省といろいろ折衝をいたしたわけでございまして。そこで二十七人の増員でこれがまかなえるのかというお話でございますが、その点に關しましてちよつと説明させていただきます。いたしたいわけでございますが、今回増員をお願いいたしておりますのは、直接には高等裁判所の判事の増員ということになるわけでございます。しかしながらこれはまたいろいろお尋ねによりまして御説明申し上げたいと思ひますが、現在地方裁判所から高等裁判所へ応援に行つております判事という者が若干おられるわけでございます。高等裁判所の一部の者を地方裁判所のほうに振り向ける、こういうことによつて地方裁判所の訴訟の促進をも同時にさかそうといふのがねらいになつておるわけでございます。そこで、そうなりますと、

自然そのうちの、二十七人のうちのある程度一部の数字が、地方裁判所のほうに回つていく裁判官なり書記官の数字である、こういうことになるわけ、それではますますもつていまお話の事件の処理には支障を来たすのではないかと、こういうことにならうかと思ひます。しかしながら、実はその点これは根本的に裁判所に事件が非常に多くて、裁判官の負担が非常に重いという一般論は別として、さしあたりこれによつて四十年年度の事件が著しく増加しておるかどうかという点からまいりますと、お手元に裁判所法等の改正法律案の参考資料というのを差し上げておりました、

この九ページのところに地方裁判所の事件数が出ておるわけでございますが、その中の民事の訴訟の第一審事件、これは実はこの表を法務省のほうに御連絡いたしましてつくつていただきました。当時は、まだ四十年年度のトータル件数が出ておりませんでしたために、三十九年度までの統計になつておるわけでございます。これが七万五千七百六十件です。民事訴訟の新受の第一審事件は七万五千七百六十件、こういうことになつておるわけでございますが、その後今年になりましてから四十年年度の新受事件数が明らかに増しましたが、それによりまして七万四千七百二十件、これはもとより電通関係の事件をも含みました件数でございますが、そういうふうな件数としては一応減つておる、全国的な件数としては一応減つておる。なお控訴審も若干減つておりまして、三千五百二十八件が三千三十六件、約五百ばかり減つておるわけでありまして。もちろんそれは申しまして、これはただ全国のトータル件数が減つただけのことではございません。こゝろに当事者の多数の事件が出てまいりますことは、裁判所の処理の上では非常に問題があることはこれはもちろんでございますが、一応そういう件数の上にあつたといふ数字になつておらないわけでございます。さうな問題も一つあるわけでございます。しかしながら、最終的に裁判官二十七人ということは一応妥協

いたしました基本の趣旨は、充員の關係でありまして、充員が二十七人ならば可能である、かようなところが基本的であつたわけでありまして、しかしながら、その間には事件の伸びということも、これが一つの資料といたしまして、それらを総合いたしまして、今回は政府全体の定員に対する御方針の点もいろいろ考へて、裁判所としては八十五人の増員ということで満足すべきじゃないか、こういう結論になつておるわけでございます。

坂本委員からのお話のございました、それでは弁論を開くのかどうかというお話でございますが、これは当然本質的に裁判所としてはいかなる事件をも誠意を持って進行していく、ただその進行のしかたは、それぞれの裁判官の訴訟指揮の権限でございますので、期日をいつにきめるかということについて一々私どものほうで意見を申し述べることを差し控へざるを得ないわけでございますが、誠心誠意審理をするということにはかわりはない、またそういう手当てはしているといふふうに私どもとしては考えておるわけでございます。

○坂本委員 裁判所はそうおっしゃるけれども、これから若干質問したいのは、なかなか公平に、それからいふ最高裁判所のほうで期待されているような具體的の進行が進んでいないわけ、だからその点についてこれから御質問したいと思ひますが、その前に本件の電通公社の原告は、いま申しましたような多数の電通公社の職員の方々であるわけ、被告は日本電信電話公社の總裁米沢滋ですか、この人になつておるわけですね。この訴訟にあつた法務省の訟務局のほうで、検事の肩書きを持った方々がこの訴訟代理人として担当いたしておりますが、その点はどういう根據に基づいてやっておられるのか、なおまた電通公社のほうからも、その代理人が指定されておるかどう、その点を承つておきたいと思ひます。

○青木政府委員 私ども法務省の訟務局並びに全国の地方法務局での訟務事務につきまして、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等

に關する法律というのがあります。その第七條で、電電公社その他の公法人でも法務大臣に所部の職員を指定代理人に出してくれるように、こういう依頼ができることになっておる、それに基づきまして、私も訟務局の職員、並びに法務局の職員が、それぞれ指定代理人となつて出延いたしておるわけでございます。なおまた、電電公社のはうの職員の方も、指定代理人として總裁の指定を受けて一緒に法廷に出延しておる次第であります。

○坂本委員 その人数は何名ですか。法務省のはうから出ておるのは何名で、電電公社のはうから出ておるのは何名か、その点承りたい。

○青木政府委員 先ほどお話がありましたように、全国各地に多数の訴訟が係属いたしておりまして、それに法務局側及び電電公社側からそれぞれ平均二名ずつ程度は出ております。合計四名くらいは指定代理人として各事件について出ておる、かように思つておりますが、全国の指定代理人の職員の總数は幾らかというところは、いま私も集計いたしておりませんので、ここで直ちに申し上げかねます。

○坂本委員 それぞれ二名ずつということで四名ですから、裁判所から出ておるトータルによる件数は四百六十八件ですから、そうしますと、法務省のはうから二名、電電公社のはうから二名と申しますと、千名以上の者がこの訴訟に従事しておる、こういうふうに考えられますが、その点いかがですか。

○青木政府委員 法務省側といたしましては全国八カ所の法務局が中心になり、また電電公社のはうではそれぞれ電氣通信局が中心になって、訴訟をやつておられます。したがって、各地の、たとへば東京高裁管内の各地方裁判所に係属いたしておられます事件につきまして、東京法務局の職員がやはり数カ所担当してやつておる。それでありまして、電電公社側もこの担当の職員の總数はそんなに多くはなつておらないわけです。

○坂本委員 具體的の事件が出ておりますから、

法務省は、二名ずつくらいのものでなくて、何名代理人が出ておるといふ、そんなことを掌握してないのですか。少なくとも訴訟をやる以上は、法務省の訟務局のほうから出ておるのは検事の資格を持つてゐるのですから、それから、公社側から出ておる者は、それぞれ何かエキスパートがあるし、課長その他、あるいは係長とか、そういうのがあつてゐるのですが、そういう点まで——これは訴訟の全面を委任するわけですよ。それを訟務局で掌握してないといふのは、私はどうもおかしいと思つてゐる、その点いかがですか。

○青木政府委員 先ほど、原則として二名法務局側のはうは出しておると申し上げましたが、これは一名は検事資格を持つてゐる。他の一名はその補助者としての事務官をそれぞれ指定代理人としての原則といたしておるわけですよ。もちろん、私どものほうの關係の職員が、各事件について、だれがどの事件について指定代理人になつておるといふことは、これは私も掌握いたしておるわけでございます。ただ總数が、全国的に何名この事件に代理人になつておるかといふことは、その數字をいま直ちにここで申し上げかねるわけです。

○遠藤委員 電電公社のほうは、ただいまお話がございましたように、地方機関といたしまして十一の電氣通信局がございます。頭数にいたしまして、いま先生のおっしゃいました數字は、平均各通信局五名ずつ出ておりますから約六十名くらいになると思つてゐます。

○坂本委員 國の利害に關係のある訴訟について法務大臣の權限等に関する法律、この第七條に

基づいて、法務省並びに当該電電公社から約六十名が出ておる、こういうこととあります。この第七條と日本電電公社法の關係その他を讀んでみまして、電電公社に対する事件について、法務大臣がその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行なわせる、それから訴訟については法務省といふゆる電電公社と両方やらせる、第七條をすなおに讀みますとそう解釈できるのです。第七條だけでなくて、國の訴訟については、われわれは法務大臣がこういう訴訟行為をやつたことは了解しませんが、電電公社、これは直接國ではないわけですから、その点についてこの訴訟行為をやつておられる点の解釈の基本を示してもらいたいと思つてゐます。

○青木政府委員 この第七條は昭和三十七年に改正になつて入れられた規定であります。ただ、その前におきまして、電電公社關係のほうの法令で、法務大臣は所部の職員を訴訟の遂行のために出せるといふ規定があつたわけでありまして、それが三十七年に、この規定を包括的な規定といたしまして七條が置かれたわけでありまして、趣旨といたしましては、電電公社その他の各種の公法人あるにせよ、國の利害あるいはまた行政一般に關係し影響する事件につきまして、訴訟を専門的にやつております私どもが指定代理人に出ていく、こういう制度が必要であらうといふことでこの七條が置かれたわけでありまして。特に電電公社關係におきましては、一応國とは別個の公法人であります。國の全額出資のものにおける、いわば實質的にも國の分身みたいな關係である地位の公社のほうで訴訟があれば、われわれが御援助申し上げるということは當然のことではないか、かように思つております。それでこの規定によりまして今回も私も職員が指定代理人として担当いたしておるわけでありまして。

○坂本委員 日本電電公社關係法令としての規定は第七條でこれは改廢になつておる、したがつて第七條の解釈でいかなければならぬ、私はこういう

うふうにも考えるわけですが、第七條の解釈でいけば、「政令で定める公法人」とありますが、これに該当するのじゃないかと思つてゐます。それに間違ひありませんでしうか。

○青木政府委員 いま先生おっしゃいましたように、「政令で定める公法人」の、この公法人を定める政令で電電公社が指定されておるわけでございます。

○坂本委員 そこで伺ひしておきたいのは、これによりまして、「政令で定める公法人」とあるわけですね。ところが定期昇給の問題についての訴訟は、いわば電電公社の幹部のやり方が違つておるから、その電電公社の職員である者から、これを正しくして、定期昇給のとおり賃金、いわゆる月給を払つてもらいたい、こういう訴訟だと思つてゐます。そういういたしますと、國は國民の税金から取つておるその費用、あるいは指名された人も月給をもらつておる人ですから、公法人というならば、本件の訴訟では電電公社總裁はじめ、その幹部と、それからその構成員である職員との訴訟でありますから、訴訟というものが、不法に定期昇給をしないから、われわれが定期昇給をすればこれだけの金がもらえんだ、それを払つてもらいたい、やはり公法人内部の關係であるから、訴訟を提起しておる電電公社職員の皆さん方にも、これは國が代表をして訴訟をやるべきではなからうか、こういうふうな思ひの、一方的に電電公社總裁の代理として法務大臣が法務省から、あるいは電電公社からだれだれがこの訴訟を遂行しろ、一方的にだけやるのは事実上不公平であるし、法のたてまえからいたしまして、双方の代理をして、正しいか正しくないかを裁判所の判断を求める、訴訟の遂行というものは双方にやるべきではなからうか、こういうふうな考えですが、公社の幹部側のはうの總裁だけの訴訟行為を國の費用で、國の費用をもらつておる公務員に対して訴訟を遂行して、同じ公法人の構成員である職員の利害を一方的に制圧して、定期昇給をしない側の方面にだけ訴訟行為を遂行してやる、これは

法的にも間違っているのではなからうか、こういうふうな考えをわけでありすが、この点についての御見解を承っておきたい。

○青木政府委員 本件につきましては、各原告の方たちは、それぞれ電電公社の職員の方であります。ただ、被告になっておられますのは、公社の幹部個人の方ではなくて、公社自体であります。私も法務省のほうで、法務大臣の権限等に関する法律によってタッチいたしますのは、公社という公の立場の公法人についての訴訟なものであります。職員側のほうに同時にまた訴訟に代理している、かような関係に立つわけではないと思ひます。その点、ちやうど国家公務員が国を相手に訴訟ということになりまして、私も国側のほうを代理をいたすわけでありまして、そのこととちやうど同じ関係に立つのではないと思ひます。

○坂本委員 どうもその点がまだ了解できぬわけですが、たとへばドライバー調査なんか来ても、いろいろ日本の国鉄とかその他の問題等も調査して、ILO八十七号の条約が日本でもよりやく八年目に批准されたわけですから、国の訴訟ならば直ちにそれは了解はできるといふことになりまして、けれども、「政令で定める公法人」ですね、公法人といふのは、その公法人自体をやるが、公法人の中の問題です。さつき局長が言われたのは、国家公務員が自分個人のことについて訴訟を起こすならば、それは一応了解ができますけれども、本件はいわゆる電電公社という公法人の中の定期昇給をやったかやられぬかという問題が争いの中心になつておるわけでありまして、その争いの中心に、公社側だといつて被告総裁だけを支持して、反対をそうじゃないといつて押えるような法務大臣は、訴訟行為はやらねえものではなからうか、こういうふうな考えるものですか、それでなかつたならば、そうでないという根拠をもう少しわかりやすく言ってもらいたい。というのは、これは一例ですが、国鉄の賃金問題にいたしましては、労使双方の話し合いがつかない場合には調停に持つていくわけですね。そしてそれがつかぬときは仲裁

裁定によるわけですね。本件は、いわゆる電電公社という公法人の中の定期昇給の問題であるから、そういうような機関があれば、そつちでも処理すべきでありまして、そういうところがないから訴訟に出ておるわけでありまして、訴訟に出た以上は、やはり電電公社の職員であるし、またその総裁でもあるから、その点は法の前の平等において裁判所は平等に処理すべきであり、また国家は、訴訟遂行についても、いわゆる使用者側、電電公社の幹部側だけの理由を正しいとして裁判所で主張するのは、ちやうど間違ひじゃないか、一般大衆はそういうふうな思ひ方ではないか。同じ電電公社の中の定期昇給の問題の争ひについて、片一方が上げないのが正しいんだといつて——正しいか正しくないかは裁判所が判断するわけですが、一方のほうだけを国家の費用で、国家から俸給をもらつておる者がやつて訴訟行為をして、その職員の個人個人に対して何もやらねえといふのは、これは国家としては不公平じゃないか、こういう思ひ方です。その点についてもう少し明瞭な——私は法律家だから、法律家でも多少疑問を持つておりますから、一般国民はそこは非常に疑問を持つておると思ひます。その点をもう少しつと明らかにして、そして政務次官の見解もこの際承つておきたい。

というのは、ちやうど付言しますけれども、この公社の中の定期昇給をするかしないかの問題を、国家が一方だけを支援して訴訟をやるといふことは非常に間違ひじゃないか、こういうふうな思ひますから、そういうような点を含めて、単なる法律の解釈だけでなく、ひとつ御所見を承つておきたい。

○青木政府委員 今回の事件のように、電電公社の中の労働関係に関する訴訟になりますと、いま先生がおっしゃいましたような一面ありうかとは思ひます。労働関係といつたにしても、結局、電電公社の個々の職員と公社という公法人との間の労働関係、使用者側としては電電公社そのものへ労働関係の権利義務が帰属いたすわけでありま

す。したがうして、私どものほうは電電公社の側に立つて訴訟をやつていく、こういうのが七条の規定の趣旨であらう。あくまで七条による訴訟は、単に本件のような事件でなしに、大体一般の国民なわけですね。国民とそれぞれ公法人との間の関係の訴訟におきましても、公法人のほうを代理してやつていくというのがこの七条の規定の趣旨でございます。その点は、先ほど来申し上げましたように、国につきましても国家公務員がその公務員関係、あるいは労働関係につきまして、国相手に訴訟を起こした場合は、どうしても私も一方の国側に立つて訴訟をいたすといふことであります。今回の事件で電電公社が敗訴いたしました、それに伴ういろいろな予算的なことも出てくるわけでありまして、そういう公社の立場に立つて私も訴訟をいたす、かような趣旨であります。

○山本利政府委員 法的にいへば、政令で定められておりますから、今回のような処置は当然だと思ひますが、御質問の論点からいへば、そういうことではなしに、どうもおかしいではないかと、先ほど来のお話でございましたから、結局はこの政令は廃止すべきではないかという議論だと思ひます。そこで私は考えますに、法的に今回こういう措置をとつておることは一向差しつかえないことで、坂本委員の認めておられますように、差しつかえないことであるし、業務そのものからいって、公社の扱つております業務そのものは、以前は国家そのものがやつておつた業務を公社として独立してこのごろは扱つておるわけでございますから、そういう業務上の性格からいって、やはり国家がこれに關与して訴訟に當たるべきだと私は思ひます。

○畑委員 ただいまの坂本委員の質問に關連をいたしましてお尋ねをいたします。まず第一点は、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、この第七條によつて、法務大臣のほうで職員をこの訴訟に關係をさせるということになつたものであり

まするが、この条文を見ますと、「地方公共団体その他政令で定める公法人」すなわちこれには電電公社は入りますが、このほうで「その事務に關する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに」訴訟を行なわせるように求めることができる。したがつて、この場合電電公社の総裁から法務大臣に対してこの七条第一項によつて請求をした。それを受けて法務大臣のほうでは、第三項に、「国の利害を考慮して必要がある」と認めるときは、「云々」といふことになつておりますから、結局これによつてそれを承諾してその職員を派遣して、この訴訟に當たらしておる、こういうことになりまして、そうなりますと、ただ求めたときは、いつでもこれに対して承諾をして職員を派遣するのではなくして、そのことが「国の利害を考慮して必要がある」と認めるとき、

こういうふうになつておる。したがつて、本件の場合に、国の利害を考慮して必要があつた、こう法務大臣は認めたことになる。その根拠はどういうところにあるのでありますか、そういうことをひとつ承りたいのです。それは電電公社は、公法人とは申しましたも一応国とは別個の法人であり、独立の予算をもつて経理を運営いたしておる、こういうことでもあります。それで本件の場合には、俸給の未払いの請求事件であります。これがどういふ関係で国の利害を考慮して必要があると思へたのか、この点がどうも明確でない。この点をひとつ法務大臣の代理の次官にお伺ひいたしたい。

○山本利政府委員 その点につきましては、直接その衝に當つております訟務局長からお答えいたさせます。

○青木政府委員 いまお話しのように、第七條のそれぞれの規定に基づいて、本件につきまして法務大臣が指定いたしたわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、電電公社は、公法人と申しましたも国に一番近い性格を持つておる公法人であります。この政令で定めておる公法人とは、現在百種類前後の公法人があるわけでありまして、電電公社は国の全額の出資のもとに、い

ろいろな関係において、予算的その他の経理面に
おきましても、密接な関係を持つておるわけであ
ります。その勝敗いかんということは、また公法
人のほうの、電電公社のほうの負担ということ、
これはまたひるがえって国のほうの利害関係とら
はらになつてくるのではないか、かように思つ
ておるわけでございます。

○煙委員 どうもそれがちよつと納得できぬので
す。全額出資であるから公法人の中では一番国の
ほうと関係が深いというようにことがただけと然
と論議になつておるようでありましたが、やはりそ
の案件の種類によつてこれはきめなければならぬ
と思ふ。この問題は単に俸給の未払い請求の事件
です。したがつて、そういう事件については、私は、
国がそれほど重要視して、会計が別なのに、求め
があつたからといって何もこれに必ずする必要はな
かろうと思ふ。そうだとすれば、次にお尋ねをい
たしたいのですが、これは片方は個人、片方は公
法人です。その場合法務省の役人をいろいろ出張
させたり何かして扱わせるわけでありましたが、訴
訟を遂行するにそれだけの人間が当たるわけでは
ない。そういう関係の経費の問題は、公社との関係
は一体どうなつておるのか。公社がもし弁護士を
代理人として立てる場合には、当然弁護士の費用
も払ひ、手数料も払ひ、報酬も払ひ、こういう
ことになる。相当全体的にばく大な数字にな
ると思ふ。それは役人でありまゝから、役人は俸
給をもらつておるから、俸給はそれでいいという
ようなことで、出張旅費を出せばいい、あるいは
日当を出せばいい、こういうことになるかもしれない
けれども、そういうことから原価計算的に計算
してみると相当な金額になる。その関係は、
公社と国、法務省との関係、その経費の問題はど
ういうふうになつておるか、それをひとつ、まず
法務省のほうに伺いたい。

○青木政府委員 従来の電電公社関係の訴訟は、
各種の訴訟をたくさん私ども担当いたしました。お
り。今回もそれと同じ関係になります。経費面に
つきましては、通常の経費は私どものほうの経費

で、特別な担保とか、その他の特別の経費の場合
にはそれぞれ公法人のほうに御負担願つておる、
こういうやり方をいたしてあります。

○煙委員 これは非常に事件が少ないとはいひい
かもしないが、こうして、いわゆるマンモス訴訟
といふことになつて、全国で一万六千もの人が訴
訟を出しておる、それで法務省の役人が各地域へ
二人ずつ出ておる、こういうような事態の場合な
どには、私は、そういういままでの慣例では
ちよつと割り切れないと思ふ。やはりその
点をもつとはつきりしていい、公社のほうは
えらい得をする、片一方のほうは国の経費といひな
がら、やはりそれによつて相当ほかの事件がなか
なかできないということ、国の本来の事件がどう
しても滞滞するということ、公社のほう
に相当時間的にとらわれるというふうなことになる
という点で、こういった大きな事件の場合など
にはそういう矛盾が露呈してくると思ふ。この
点からいふと、私は、いままでこうなつてお
りますからということでは本件の場合にはちよつ
と納得できないのです。いまさら新しくどうし
ようという規定もないのでありましょ。けれど
も、これはやはりはつきりして、幾ら経費がか
かつたということ、その経費を電電公社のほう
に請求して、それで電電公社のほうにこれを
払うということ、何でもかんでも電電公社が国
のほうへおんぶをする、そして法律的な知識を吸
取するといふようなことでは私は適當でない、か
ように思ふのです。これは大体、——会計検査院
は来ておりますか。ちよつとそつちのほうの問題
になるのだと思ふのですが、これは相当研究問題
だと思ふのです。こういう大きなことになりま
す、そう簡単に、いままでの慣例がそれだからと
いふことでは済まされたい。そういうことから
とにかい言つたこの事件から考へて、いま坂
本委員のおっしゃられたような、偏見かもしれぬ
けれども、そういう気分になるわけでは。私は
そういう点は改めるべきだと思ふのですが、そ

うことは何と考へるべきでないでしょうか。こ
ういふ問題も出てくるくらいだから、簡単な一つ
の事件、二つの事件くらいとは違ふのです。で
から、そういう点も明確にしないと利用する公社
は得するし、利用しない公社は得しない。国はか
りがえら負担になるというふうなことになる
と思ふのです。職員の方は、いままでの職員でやる
のですからかなわぬのです。とても私は労働過重
になると思ふのです。こういう点から、その点を
何か改める考へはないものかどうかお聞きしたい
と思ふ。

○青木政府委員 まことにごもつともな話でござ
います。従来でもその点につきまして、特殊
な、非常に手数がかかる集団的な訴訟は出た場合
もありましたけれども、一応私どもの既定の予算で
まかなひまして、最後に件数の面からいって不足
いたしましたと大蔵省のほうで見てくれておるわけ
であります。

いまお話しのように、公法人と国との関係にお
いては、経理面においてひとつの問題があることは
御指摘のとおりであります。また国の中でも、一
般会計と特別会計との間にやはり同じような問題
があるわけでありま。これが私どもの予算関係
で個々の全部で数千件もありま。訴訟一件一件
について、旅費が幾らかかつた、用紙が幾らかか
つたという計算は事実上不可能なのであります。現
在までといたしまして、一本で私のほうの経理に
入つて処理いたしておりますが、ただ、先ほど申
上げましたように、特別な経費がかかる、これ
は担保を生むとか、こういうような場合には、これ
はそれぞれの公法人のほうで御負担願つて処理い
たしてあるわけでありま。本件の場合には、若
干の旅費と、庁費が若干かかつておるわけござ
います。特別な配慮なしに私どものほうで処理
できる問題でありますから、特別なことは考へて
おりません。

○煙委員 電電公社のほうへ聞きたいのですが、
ほかの一般の事件のうちで、電電公社だけでや
つてゐる場合、あるいは弁護士を立てる場合、それ

からいろいろふりして法務省の応援を願ふ事件、
この問題を別として、その三つの割合はどんな傾
向になつておりますか。正確な数字はないだらう
けれども、概略でけっこうです。この事件を
除いて、一般のいままでの事件の中で、おたくの
ほうのみならず指定代理人でやつたものと、それ
から弁護士に頼むもの、それはどういふふう
に訴訟を当たらせてもらふもの、これはどういふ
ふうになつておりますか。それをちよつと聞きたい。

○遠藤説明員 実は、電電公社の訴訟関係は、こ
ういふ労働関係のほかに、一般の民事と申しま
す。土地の関係でございまして、料金の関係で
ございまして、いろいろたくさんございまして。
それで、非常に恐縮でございしますが、私はそのほ
うを担当いたしておりませんので、一度調べまし
て、必要ならば御返答させていただきますと思ひ
ます。

○坂本委員 そこで、この訴訟遂行の面におい
ても、法務省はやはり国民のための法務省であり
ますし、訟務局であらうと思ひます。それを一方的
に公社側だけに味方して、その公社が正しいとし
て、その訴訟の一方の代理をしてやるといふのは、
これは間違ひじゃないかと思ふ。俗なことばで言
うと、片一方にえこひいきをして、片一方はやは
り国民でありながらほつたらかして、ほつたらか
すだけでなくて、訴訟に負けさせて、公社側を勝
たして、正しい国民たる職員にはそれでいいとい
つて国家の力で押しつける。民事の裁判という
のはやはり証拠による裁判だ。それに公社側のほう
では非常にエキスパートを置き、その上になお
法務省のエキスパートが加わつてやるといふこと
については、この電電公社一万六千名の職員の方
方に対して非常に片手落ちじゃないかと思ひ
ます。だからその点で、煙委員が言うように、もつ
と考慮するところがあるのじゃないか。ただ公社
から要求されたからよろしうございまして、国が
予算を出してありますからよろしうございまして、
ことごとく、普通の民間から公社側に——公社側
の工事については、土地の問題とか、いろいろな

問題があるでしょう。そういうものに、直ちに公社側の味方をして、個人の利益があるかないかわからない裁判について、押えつけるような一方的な訴訟行為をやるといふのは、これは法務省としては間違ひじゃないかと思う。非常な片手落ちじゃないかと思う。これがこれから先お伺いしこひきになっていくわけですが、その点について、政務次官おいでですか、これはやはりものと検討して、ことに定期昇給をしたかしないかの争いから、公社の内部の問題ですから、これを一方にばかり味方して訴訟をやるといふのは間違ひだ。両方とも援助してやって、そうして裁判所の司法権に基づく判断を仰ぐ、こういうふうに私はしなければならぬと思う。

そこで、これに関連しまして職員局長にお伺いしたいのですが、こういうような訴訟ですから、この原告の一万六千名という方はやはり口頭弁論に出ていかなければならない、出頭してやらなければならぬでしょう。私は、こういうふうな場合は休暇を与え、その休暇もこれは年次休暇にすべきじゃないか、こういうふうに思うのです。しかし聞くところによると、公社は、原告が出頭するにあたって、いろいろのことをいっておる。これは横山委員の前回の質問に対して、法務大臣から、検討する、研究するという御答弁をいただいておりますが、公社においては、原告である職員が出頭するにあたっては、これはやはり裁判を受ける権利もあるわけですから平等に取り扱う、したがって、これは年次休暇を与えて、やはり完全な訴訟行為が遂行できるようにしなければならぬ、こういうふうに考えますが、その点はいかがでございますか。

○遠藤説明員 現在一万六千名ばかりの者が訴訟を提起いたしておりますが、先ほどお話をありましたように、電話局の一局で申しますと、それが非常に多かったまわっております。全国的にばらばらではなくて、ある電話局に非常に片寄っております。したがって、いま先生のお指摘のように、当然国民として裁判を受けることももちろん大事なことでございまして、同時に私もこのようにいたしましては、電話局の日常の仕事に支障があつてはこれまた国民の皆さまに申しわけないところでございまして。したがって、この両方を両立させたいという意味で、裁判所のほうにお願いをいたしまして、一人ずつ分離して審理していただくか、審理方法についていろいろお願いをいたしております。現在までのところはそういう形で、いま先生のおっしゃった年休というものを、できるだけ業務に差しつかえない範囲で出してありますし、仕事の面でも、また裁判を受けられるという面からも、支障なくいっておると私も思っております。

○坂本委員 どうも意外なことをお聞きするわけですが、裁判所に願つて云々する。あなたたちは、権力をもつて国民の裁判を受ける権利を、消極的ではあるけれども押えることになるのじゃないですか。

そこで、職員局長のいまのような答弁を聞くと、なぜこういう訴訟が起きないように組合と団体交渉なりその他について話し合いをするか、また裁判においては双方の言い分を聞いて、そうしてその中をとつて和解という方法もある、そういうふうなことは考慮しないのですかどうですか。公社側のはうは法務局を使う、その職員を使って訴訟をやるといふ。しかしながら、原告そのものは個人で行かなければならない。弁護士を頼めば訴訟費用が要るでしょう。それを休暇をやらぬという方法は私はないと思うから、この訴訟については、もちろんこれは裁判所のあれで、訴訟指揮によつてのあれがあるけれども、その訴訟指揮も、裁判所が一方的の訴訟指揮をやるべきでない。したがってその前提としては、本件の訴訟行為については、その原告に対しては、裁判所から口頭弁論期日の通知がありましたが、また私は準備期日の指定が必要がないと思ひますが、準備手続の期日の指定がありましたが、そのときは休暇を与えて権利を主張するというところに

しなければ、公社側はかりに不法であつても、その訴訟遂行によつては、職員はこれは一人の小さい力だから、大きなあなた方の権力に対しては海岸の砂よりもっと小さいでしよう、とうてい証の提出その他弁論等も十分にできないから、またその第一として休暇を与えて、その攻撃防御の方法をやらせるといふ方法を講じなければならぬと思うのですが、職員局長いかがですか。

○遠藤説明員 私どもは法律に定められた手続によつて裁判所にお願いしたわけでございます。なお、いまの休暇の問題でございますが、年次休暇と申しますのは、私どもに規定がございまして、もちろん、業務の集束を見まして、私ども年次休暇を出すようになっております。先ほど申し上げましたように、私どもとしましては、片一方で電話局なら電話局の業務を支援なく遂行する、こういう義務を負つておるわけでありまして。したがって、その範囲内で私どもは年次休暇を付与いたしております。

○坂本委員 どうもこれは総裁にも聞かなければならぬと思うのですが、これは重大な問題と申すのです。裁判がここに問題になった以上は原告、被告平等の立場に立つて、平等の権利、法の上において裁判所の判断を仰ぐのが日本の裁判だと思ふ。その裁判の遂行にあつて、事務の都合で休暇をやらぬという点は、これは間違ひとおるのじゃないですか。やらぬでもいいと考へたらいかぬでしょう。やらなければならぬという前提に立つたならば、何か対策をそこに立てなければならぬと思ふ。法のもとにおいては平等でしょう。あなたたちは、権力者は何でもできる、おまへたちが何か裁判所にいつてもたいしたことではできぬから、訴訟は負けだといふふうに最初からきめておいて、そうして裁判所をお願いした。そうしてこの原告の一般多数の職員の権利の行使を抑えてやろうというのが、悪い権力の行使として私はここに出ておるのじゃないかと思ふ。ですから、この点はぜひ総裁において願つて総裁の所見を承りたいと思ふ。総裁としても電電公社のみでなく、

やはり電電公社の総裁である以上は、その職員の権利行使も十分与えてやつて、その裁判の判決をお願いするという立場に立たなければならぬと思ふ。ですから、そういう点については検討をお願いしたいと思ふのですが、いまの方針としては全然休暇はやらぬという方針かどうか。その方針ならばそれをさらにこれから検討しよう、こういうような考えがあたりかどうか。その点の御所見を承つておきたい。

○遠藤説明員 私は年次休暇を全然付与しないと申し上げておるのではありませんので、年次休暇というものは、業務に支障のない限りで各人の請求を待つて付与する、こういうぐあいに労働組合との協約もはつきりいたしておるわけでございます。したがって、その中で年次休暇を付与してまいるつもりだ、とこう申し上げたわけでございます。

○坂本委員 そこで、業務に差しつかえあるという点で、休暇をやらぬという点は、これは間違ひだと思ふ。それはやはり休暇をやらなければ、正当な証拠、攻撃防御の方法を尽くして、そうして裁判を受けるということにはならないと思ふのです。基本はやはり、業務に差しつかえと何か職員局長おっしゃるけれども、こういうことがやらないと組合との話し合い、そういうことをやらなければならぬ。数年前の例を見ますと、この訴状に出ておりますけれども、やはり裁判になつたらば、そこで双方が譲歩して和解ができておるわけじゃないですか。今度の本件についてもそういうような気持ちがおありかどうか、この際、承つておきたいと思ひます。

○遠藤説明員 本件の争ひになっておりますのは、先ほど来お話のございましたように、定期昇給を延伸をいたした、こういうことが原因でございまして、定期昇給をこいうぐあいに延期をするというふうなことは、一応規定をいたしましては、労働使間で結ばれている協定に基まつておるわけでありまして。問題は、そういうことになりましたものと昨年のいわゆる全電通のストライキに参加をし

たことが違法行為であつて、そのゆゑに私どもで処分をしたという点自体がさらにその原因になつております。その点が非常に大きな問題でございまして、これは実際問題として、私どものほうで現在労使間でいろいろ事実上話をしておりまして、話といふのは、その問題をめぐつて違法行為であるとか、あるいは違法行為でないという立場の相違で議論はいたしております。しかし、根本的にそういう問題が存在をいたしますので、現在の段階では私ども和解をいたします考えはございません。

○坂本委員 いまおっしゃつたように、ストライキに関連していることであるし、それに公社側のほうにはひつかけてそれを拡大して、そうして不法な昇給の延伸をしたというところにこの問題の根幹があると思ふ。あなたたちは法務省に頼み、権力をもつて訴訟で、なに個人がやっても押しつけてやるというのだけれども、それに對しては、原告としては原告としての攻撃、防御の方法がある。ストライキが違法か合法かの問題、さらにまたそれに起因して、定期昇給を延伸する、その当局のやり方自身について、またこの訴訟の内容について、ここで考える必要もないし、必要もない。しかしながら、やはりこの訴訟が起きたのは、係争が起きたのは、何も公社側の言い分や、やり方が正しいならば問題は起きないはずで、職員の方々も、自分たちは正しいから、この未払い金は請求するべきなの、延伸になつたから、その未払い額を払えというのが本件の訴訟であるから、これはその理屈はいまの場合においては五分五分である。それでどちらが正しいかという裁判の判決を求めるについては、やはり攻撃、防御は双方平等にやらなければならぬ。それをあなた、休暇をやらなないといふのは、これこそまず第一に不平等なんです。おまえたち訴訟は起きたけれども、公社の都合で休暇をやらなないにすることもわからない。そうして休暇をやらなないといふことになる、これは不公平な裁判がそこに行なわれる、こういうふうになります。この点に、この一万六千名と

いう訴訟を起こした側にも、起こされた側にも、そこに紛争があるわけなんです。したがつて、権力を持つ者は、こういうような訴訟を起こされたのは、やはりわれわれの行為自体にも起こさるべき理由があるのじゃないかといふことを権力者みずからこれを反省されて、そうしてこの訴訟にも当たるときに、先ほど来申し上げましたように、法務省も、これは定期昇給延伸の問題だけの訴訟であるから、司法試験に合格して検事の職にある法務省の職員の方を一方側にだけ援助するといふところは、ちよつとこれは職員の間の問題であるからおかしいじゃないか、疑問である、これは片手落ちじゃないかといふのが大きい原因になつておるわけなんです。だから、この点については、まずこの訴訟を運用する前提の問題として解決しておかなければいかぬ。私たちがこの裁判所法の改正の問題に際しまして、これはやはり国民のために公平な裁判をやつてもらうための法律案の改正も出しておるわけでありまして、この電電公社の訴訟問題については一番大事な問題じゃないかと思ふのです。そういう点にやはり思いをいたして、ひとつ総裁にも進言されて、幹部の方々はほとんどストライキに對して、ストライキは悪いからこれはこうするのだといふ考えは捨てて、この紛争の問題については十分な考えを持って対処してもらわなければならぬ。特にこの休暇の問題、これは休暇をやらぬなどと言つたらそのことだけで攻撃、防御は不公平になる。それによる裁判は、決して正しい裁判ではない。国民のための裁判ではないと考えますから、ここに問題にしておるわけです。ですから、その点はぜひ総裁にもここに出席もらつて、その所見も承りたい、そう思つております。

それから法務省の方も、その裁判の口頭弁論を云々する前に、この訴訟援助の問題について、これはよほど考へてもらつて、どうしてもいかなかつたら、法務省のほうは、これは希望があるときは全部をしろといふような問題じゃないから、

その点についても考慮すべきじゃないか、こういうふうにも考へますから、その点についてひとつ、結論はききようはあれですが、政務次官の御所見を承つておきたいと思ひます。

○山本(利)政府委員 先ほど来承つておりますが、私は、坂本委員が職員側の立場に立つて、これが弱いものであるから、ほんとうに法に定めるところの利益を侵害されないやうにしてやりたいといふお気持ちはよくわかるわけですが、ところが一方公社のほうとしては、この業務といふものが非常に大切であるから、一般国民に非常な迷惑をかける問題であるから、その阻害されない範圍においてできるだけ考へていきたい。

それから先ほど、私の聞き違へであつたかもしれないけれども、裁判所にお願ひして、ところう言つたことについて坂本委員が、権力にたよつてといふふうにおとりになりまして、私がたよつたのは、やはり出頭する場合、あれこれ休暇をとる場合、そういうときにちよつと都合を便宜を与えられようといふことができるだけ片方は出てこさせないやうにあるいは利益を主張せざるやうに裁判所にお願ひして、ところういう意味ではなかつたやうに私は聞いたわけでございます。それで私は、これは双方がよく考へなければならぬ問題だと思ふのです。第一、同じ種類の問題について一万六千名からの訴訟があるといふことを、前もって予定していろいろ政令とか法律とかいふものがつくられたわけでもないんじゃないかと私は思ふのです。でありますから、世の中の進展につれて事情がいろいろ変わつてまいりますから、その点はお説のやうにいろいろ考へていかなければならぬ、そうして改めていかなければならぬと思ふのです。今回の訴訟事件といふものは、私は将来にわたつて非常に参考になる事柄だと思ひます。

もう一つ、私は聞いておつて考へたことは、坂本委員は職員側の利益を何とか阻害しない、守つてやろうといふ御親切からでございますけれども、檢察側の者が公社側に加つてやることは、いまの

労使關係の使用人側のほうへ加担して、片方を圧迫するやうにひとえに努力するものといふふうなお考へか、そうなつてはいけなからといふ配慮からだと思ひますけれども、やはりこの相当専門的な知識を持ち、そして資格を取つた人たちがございまして、自分のほうにも非がある場合には、これは当然改めるべきでございまして、また職員の側におきまして、単にこの俸給の問題だけではなしに、やはりそれぞれの国民は、自分の持つ立場においてその職務といふものに誇りを持つて、公のために尽くすべきだと私は考へるわけでありまして、でありますから、今回のこの事件を、十分に公平に正しく、しかもどちらかが譲り合つて、裁判所においては国民全部が納得するやうな判定が下されるやうに念願をいたします。しかし坂本委員の御質問のお気持ちはよく了解をいたしましたから、今後研究する場合にはおきまして勘案していきたい、かやうに考へます。

○坂本委員 ぜひひとつさういふやうに、實際上の面に問題が出たら打開するやうな方法を考へてもらいたい。もしそれが打開できなかったら、これは法改正の問題に入るわけですが、しかし事實は一万六千名の方々の訴訟が提起されておる現実でございますから、これもひとつ、いわゆる見方だけでなく、やはり公社の職員の昇給の問題は、物価高の今日これは重大なる問題であります。職員だけでなく、その裏には家族もおる問題ですから、ひとつその点も考へて善処をしていただきたい、こう思ふわけなんです。

○畑委員 関連して、いまの年次休暇の問題です。こういう裁判に出廷するからといつて年次休暇をまとめてとられると業務に差しつかえがある、こゝういふ場合も確かにあると思ひます。あると思ひますけれども、裁判を受ける権利といふのは御承知のやうに憲法三十二条によつて保障されておる。これは憲法ですから国の基本方針なんです。そし

て、だれしも迅速な正しい裁判を受ける権利を持つてゐる。これは貧乏人であつても富んでゐる人であつても同じです。法のもとにおいて平等です。したがつて、この職員たちが自分たちの給料の昇給の延伸をされたという事は不当である、公社が間違つてゐるという事となつて、未払い賃金の請求訴訟をまゝ何人かで起こしてゐる。

一人じゃなれない、へんだらうからある程度まゝめて、百人くらいとかまゝとめて訴訟を提起したてゐる、共同原告になつてゐる。それだけでも一人一人が出すよりもさういふ点ではいいわけなんです。ところが、まゝとめて休暇をとられるとちよつと仕事に困るという点もわからないわけではない。

ところが憲法三十二条というのには基本法だから、これはやはり何としても侵害することはできないと私は思う。ところで、一方さういつた年次休暇を制限するという事になると、権利の侵害になると思う。でありますから、裁判所のほうから何月何日と期日指定がきますれば、やはり万難を排して公社当局は年次休暇を与えなければならぬと思ふのです。年次休暇にも理由がいろいろあります。

たとえば親戚とどこかへ行くとか、夫婦でどこかへ行くとか、あるいは親戚の法事へ出席するとか、結婚式に出席するとか、さういふ正当な理由がやはりあるわけなんです。あくまでも、その中にもおのずから軽重の差がある。この憲法に保障された裁判を受ける権利というものは、そのうちで最も優先すべきものだと思ふのです。その最も優先すべきものに對して、いまの公社の御都合というものはどの程度それを制限していいものか、本来は制限すべきものじゃないと思ふのです。やはり出延の期日がきまつて呼び出しがくれば、これはもう何をおいても公社のほうはその期日には年次休暇を与えないといふことはどうしても私は納得できない。裁判所のほうで、さういふときにはさういふことですからといつて、あらかじめ言つておくと、それによつて期日がきまつたというなら別ですけれども、一たん期日がきまつたのに、それに対して公社のほうで差しつか

えがあるからといふので年次休暇を与えないといふことは、私は何としても越権ではなからうか、憲法三十二条の権利を侵害するものではなからうか、かように思ふのです。この点は法務省はどのようにお考えになるか、また公社のほうはどのようにお考えになるか、それを承りたい。

○山本(利)政府委員 憲法には、それぞれの権利義務に關することが書いてありますけれども、それはあくまで国民の公の福祉を害しないという立場に立たなければならぬと私は思ふ。

そこで、いまの憲法の問題でも、先ほど申されましてけれども、裁判を受けさせないといふのではない、裁判には、もちろん訴訟が起きてゐる限りにおいて、裁判をしなければならぬわけでございます。しかしその場合におきまして、公社のような場合には、特に公の福祉を害しないといふことも考えながら裁判をし、裁判を受けるという態度でなければ、非常にたくさんの方が迷惑をすると思ふわけでございます。そして先ほど来繰り返されましたけれども、これは定時昇給による昇給を認めるかどうか、その差額を支払ふといふ点が訴訟では問題でございますけれども、定時昇給がストップされたといふことについてのその原因は、ストに關する問題だと思ふのです。それが正しかったか正しくないかという判定が裁判で下されて、もし正しいといふことになれば、定時昇給といふようなことは、これはもちろん当然なことでございますから、問題には私はならぬように思ふのでございませう。先ほど来坂本委員より申されました質問の御趣旨はよくわかりましたけれども、法務省側といたしましてはあくまで公の秩序が阻害されないといふことも考慮し、そしてそれぞれの権利義務が正しく行なわれるようにといふことを念願しつつ、それぞれの関係機関に向かつて協力を求めるべきだと考えます。

○畑委員 いまは次官の答弁は、ちよつと少し言い過ぎじゃなかつたかと思ふのです。これは法務省の立場として、さういふことは言えないはずだと思ふのです。その点は、しかもそれは電電公社

の都合からいへば言えるかもしれないけれども、法務省の立場からは言えない、裁判所の立場からいへば言えない。憲法三十二条というものは、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」そして、公共の福祉というものはそこにはないのです。ところが二十二条のほうは「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」といふこと、これはやはり「公共の福祉に反しない限り」といふことで、書いてあるのとさういふ点では違ふ。三十二条は少しも制限がない、さういふ点で裁判を受ける権利は、何としても保障されている、絶対的なものだ、さういふふうにわれわれは考へる。ところが、いま一度に裁判所に行く業務に支障がある、さういふことでこれが公共の福祉だ、さういふことださういふことは、これは条件が加わつていないのです。この場合、法務省の立場としては、私はさういふ裁判の出延の場合には、言えないと思ふ。

電電公社の場合にはそれは困るから何とかしてくれといふのは自然でさういふが、それは裁判所がきかなければだめだ。裁判所のほうからさういふ積極的なさういふことを言うことは、私は愛当ではないと思ふ。ですから、その点はあくまでも、裁判所の呼び出しが来た以上は、それで本人が行くといふて年次休暇をとるならば、どうしてもこの憲法の趣旨からいって、電電公社のほうでは何とかやりくりをして出さなくちゃならない憲法上の義務があると思ふ。それを侵すといふのは憲法違反である、かように思ふのですが、どうでしょう、電電公社の方。

○遠藤説明員 ただいま先生からお話しのございましたように、この問題につきましては、私どものほうでできるだけ裁判所に上申をいたしまして、裁判を受けられる立場と私どもの業務を維持する立場と調和のできますように、たとえば分業集団の御審理をお願いするとか上申をいたしております。さういふ問題もございませう、またそれによつて裁判所の期日指定の問題もございませう。

たがしまして、現在までの段階におきましては、先生の御心配のようないことは實際問題としてないわけでありませうが、仮定の問題としていまのようなお話がございます、私どももいたしましては、年次有給休暇といふものを承認をいたしますのは、あくまでも業務の正常な運営を阻害しない範囲で承認をする、さういふことになつておりました。この点は協約面でも明らかでございませう。したがしまして、さういふ点で私どもは年次有給休暇の承認をいたしておりました、そのことが本件にからんで憲法違反であるとは考へておりませう。

○畑委員 それで聞きますが、さういふ場合に裁判所に上申するといふあなた公社のほうの立場は当事者としての被告としての立場なのか、あるいはまたさういふことは全然離れて、電話局の運営といふような点からやられておるのか、どちらなんですか。二色立場がありますね。

○遠藤説明員 あまり法律上の詳しいことはわかりませんが、被告の立場でやつておることは事実であると思ふ。

○畑委員 被告の立場とするとおかしいんだな。裁判所はそれをどういふ立場で受けるか、裁判官がここにいないのでわからぬけれども、被告の立場でやるとしても、さういふ立場で裁判所のほうは見えない。見たら私はやはりいかにぬと思ふ。原告が出るというのに、被告が裁判所に圧力を加えたと陳情するとか——圧力と言つたらどうかしらぬが、まあ圧力である。期日が来ればその日は都合が悪い、そのときには実は公共の機関をあずかつておる電電公社で、一度にみんなに年次休暇をとられちゃ困るから分けてくれとか、その日じゃあ悪いといふようなことは、裁判所のほうの立場からすれば、さういふのは、やはり公共の仕事をしてゐるのだから、さういふ電電公社のほうからの願ひはまあ無理ないところであらう、さういふようなところであるいはさういふ便宜の処置を与えてくれるかもしれない。与えてくれるかもしれないけれども、しかしそのときには裁判所も確かにさういふ立場で了解してくると思ふ。

たがしまして、現在までの段階におきましては、先生の御心配のようないことは實際問題としてないわけでありませうが、仮定の問題としていまのようなお話がございます、私どももいたしましては、年次有給休暇といふものを承認をいたしますのは、あくまでも業務の正常な運営を阻害しない範囲で承認をする、さういふことになつておりました。この点は協約面でも明らかでございませう。したがしまして、さういふ点で私どもは年次有給休暇の承認をいたしておりました、そのことが本件にからんで憲法違反であるとは考へておりませう。

○畑委員 それで聞きますが、さういふ場合に裁判所に上申するといふあなた公社のほうの立場は当事者としての被告としての立場なのか、あるいはまたさういふことは全然離れて、電話局の運営といふような点からやられておるのか、どちらなんですか。二色立場がありますね。

○遠藤説明員 あまり法律上の詳しいことはわかりませんが、被告の立場でやつておることは事実であると思ふ。

○畑委員 被告の立場とするとおかしいんだな。裁判所はそれをどういふ立場で受けるか、裁判官がここにいないのでわからぬけれども、被告の立場でやるとしても、さういふ立場で裁判所のほうは見えない。見たら私はやはりいかにぬと思ふ。原告が出るというのに、被告が裁判所に圧力を加えたと陳情するとか——圧力と言つたらどうかしらぬが、まあ圧力である。期日が来ればその日は都合が悪い、そのときには実は公共の機関をあずかつておる電電公社で、一度にみんなに年次休暇をとられちゃ困るから分けてくれとか、その日じゃあ悪いといふようなことは、裁判所のほうの立場からすれば、さういふのは、やはり公共の仕事をしてゐるのだから、さういふ電電公社のほうからの願ひはまあ無理ないところであらう、さういふようなところであるいはさういふ便宜の処置を与えてくれるかもしれない。与えてくれるかもしれないけれども、しかしそのときには裁判所も確かにさういふ立場で了解してくると思ふ。

たがしまして、現在までの段階におきましては、先生の御心配のようないことは實際問題としてないわけでありませうが、仮定の問題としていまのようなお話がございます、私どももいたしましては、年次有給休暇といふものを承認をいたしますのは、あくまでも業務の正常な運営を阻害しない範囲で承認をする、さういふことになつておりました。この点は協約面でも明らかでございませう。したがしまして、さういふ点で私どもは年次有給休暇の承認をいたしておりました、そのことが本件にからんで憲法違反であるとは考へておりませう。

○畑委員 それで聞きますが、さういふ場合に裁判所に上申するといふあなた公社のほうの立場は当事者としての被告としての立場なのか、あるいはまたさういふことは全然離れて、電話局の運営といふような点からやられておるのか、どちらなんですか。二色立場がありますね。

○遠藤説明員 あまり法律上の詳しいことはわかりませんが、被告の立場でやつておることは事実であると思ふ。

○畑委員 被告の立場とするとおかしいんだな。裁判所はそれをどういふ立場で受けるか、裁判官がここにいないのでわからぬけれども、被告の立場でやるとしても、さういふ立場で裁判所のほうは見えない。見たら私はやはりいかにぬと思ふ。原告が出るというのに、被告が裁判所に圧力を加えたと陳情するとか——圧力と言つたらどうかしらぬが、まあ圧力である。期日が来ればその日は都合が悪い、そのときには実は公共の機関をあずかつておる電電公社で、一度にみんなに年次休暇をとられちゃ困るから分けてくれとか、その日じゃあ悪いといふようなことは、裁判所のほうの立場からすれば、さういふのは、やはり公共の仕事をしてゐるのだから、さういふ電電公社のほうからの願ひはまあ無理ないところであらう、さういふようなところであるいはさういふ便宜の処置を与えてくれるかもしれない。与えてくれるかもしれないけれども、しかしそのときには裁判所も確かにさういふ立場で了解してくると思ふ。

たがしまして、現在までの段階におきましては、先生の御心配のようないことは實際問題としてないわけでありませうが、仮定の問題としていまのようなお話がございます、私どももいたしましては、年次有給休暇といふものを承認をいたしますのは、あくまでも業務の正常な運営を阻害しない範囲で承認をする、さういふことになつておりました。この点は協約面でも明らかでございませう。したがしまして、さういふ点で私どもは年次有給休暇の承認をいたしておりました、そのことが本件にからんで憲法違反であるとは考へておりませう。

○畑委員 それで聞きますが、さういふ場合に裁判所に上申するといふあなた公社のほうの立場は当事者としての被告としての立場なのか、あるいはまたさういふことは全然離れて、電話局の運営といふような点からやられておるのか、どちらなんですか。二色立場がありますね。

○遠藤説明員 あまり法律上の詳しいことはわかりませんが、被告の立場でやつておることは事実であると思ふ。

たがしまして、現在までの段階におきましては、先生の御心配のようないことは實際問題としてないわけでありませうが、仮定の問題としていまのようなお話がございます、私どももいたしましては、年次有給休暇といふものを承認をいたしますのは、あくまでも業務の正常な運営を阻害しない範囲で承認をする、さういふことになつておりました。この点は協約面でも明らかでございませう。したがしまして、さういふ点で私どもは年次有給休暇の承認をいたしておりました、そのことが本件にからんで憲法違反であるとは考へておりませう。

です。そういうところを適當のときには被告の立場として、適當のときには原告でないようになつて裁判所に上申するということは、私は大体おかしいと思ふ。被告の立場といふとおかしい、原告の立場といふのもおかしい。被告の立場であると同時に、原告の立場であることも同時に、それを利用して公共の仕事という点で、それを離れてのことだといふに裁判所は受け取るだろと思ふのです。それでいて被告の立場を利用するといふのは、ちよつとおかしいと思ふのです。その点はどうでしょう。

○青木政府委員 私からかつて申し上げました。

この訴訟が起りまして、私ども代理人といひまして裁判所に対して、裁判所のほうもまた審理の円滑を期する必要もありますし、また先ほど来問題になつておりますように、公社のほうの業務が混乱におちいらないように配慮いたさなければなりません。また他方、事件は全く同じ内容の事件でございます。裁判所のほうは分離、併合あるいは期日指定といった訴訟指揮権をお持ちでありますから、被告としてさういふ見地からの上申を従来いたしたわけでございます。裁判所といひまして、従来大體被告側のほうのさういふ上申と、また原告側のほうのいろいろな見解をお聞きになつて御処理になつてゐると思つてあります。

それから先ほど来仰せのように、被告としての公社は、やはり公共の面とからしまして、さういふ公益面をになつた形での公社であります。その立場において、被告になつておるわけでありますから、被告として、さういふ面に支障があるといふ趣旨の上申はいたしても不適當なことではないと思つておられます。

○坂本委員 そこで職員局長にも一つ承つておきたいのは、もちろん期日の指定にあつては——それは弁護人がある場合なんか、当事者双方裁判所によつて期日がきまるわけなんです。上申もされるし、原告としてもやはり原告としての立場があるし、いろいろな都合もあるから、やはりなだけさういふ期日が円滑にきまることを

期待するわけです。しかしながら、先ほど来の職員局長のお話を聞くと、これは争議に關することだから、この裁判所についての職員裁判所への出頭に対する有給休暇は一切やしません、これは私は間違ひではないかと思ふのです。やはりその業務の阻害をしない方法で——それは裁判所があるいは十回も十五回もあるでしょう。しかしながら、さういふ双方を勘案して裁判所が期日をきめた以上は、その期日には業務に差しつかえないように、これは他の者をかきてもできるわけですから、その期日が一たんきまつた以上は、その期日に出頭する際には有給休暇を出すべきがしかるべきではないか、さういふふうに思ふのですが、そこまではいい、この事件について裁判所へ出るのについて有給休暇はやらない、これまで言ひ切りますか。その点はいかがですか。

○遠藤説明員 私は最初から有給休暇は一切やらないといふようなことは申し上げておけません。いまお話しのようなことで期日がきまりました場合には、有給休暇をできるだけ業務に支障のない限りで出すことは当然だろと思ひます。

○坂本委員 私は、憲法三十二条からして国民は裁判を受ける権利を持つてゐるんだから、これは業務の關係で制限すべきではないが、しかし業務に關係しないように事実上の配慮をして、さうしてその期日がきまつたならば、そのときは有給休暇を出して裁判に参加させて、原告は原告としての攻撃、防御の方法を完遂させる。私はさういふふうに配慮すべきが相當であり、さういふところまで法務省が七条による公社の代理人だからあれするんだといふようなことであつてはならな

いと私は思ふわけです。この点についてはさらにまた次回あるいはその次にひとつ所見を承りたいと思ひますから、ぜひ法務省のほうも公社のほうもひとつ配慮して、もつと国民のために——国民のための電話だから、その事業に差しつかえるから休暇は一切出さないのだ、あなたいまの答弁を聞きますと、結論はさうなりますね。だから、さういふことがないように、もう少し配慮して考

えてもらいたいと思ひます。

この問題だけやっておりますと、あとあれです。次は裁判所のほうの所見をお伺ひしたい。この事件については、その原因は、先ほど職員局長から答弁がありましたように、おとしですかのストに端を発しての定時昇給の延伸、そのことだけの問題のようですから、この問題については、職員についてはやはり弁護人を頼めばいいですけども、頼む力もない人が大多数ですから、この場合さういふ内容についてわかる者を、たとえば組合の分会長とかさういふような人を輔佐人に申請した場合は、これはぜひひとつ裁判所は輔佐人は許すべきである。いままで一つか二つの例を見ますと、輔佐人を許しておるといふ点はありませんけれども、その許す者について、輔佐人となるべき人と原告と一緒に参りますと、おまえは何だ、そこに腰かける権利はないじゃないか、ほかに行つておれといふような裁判官との間にいろいろな問答が取りかわされて、それも普通人に対しては威嚇的なことばもあるようです。私は実際に行つておられませんけれども、そのときの速記録、あるいはテープレコーダー等を聞きますと、さういふような点もあるわけですが、これはやはり訴訟の円滑を期するためと、原告としての攻撃、防御を完全にするためには、弁護人を頼まなかつたならば、輔佐人の申請があつたら許すべきである、さういふふうに考へますが、裁判所側の御所見はいかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど来坂本委員なり畑委員からいろいろお話がございまして、私もその質問、お答えを伺つておりました、裁判所といひまして、この事件はある意味においてはたくさん事件の中の一つの事件にすぎないといふことでもございまして、また同時に訴え提起のしかたその他において、非常に特殊性を持った事件でもございまして、各裁判官はそれぞれの立場で非常に苦心をして、いかにすれば、先ほど来坂本委員がお話しになつておられます憲法上の裁判を受ける権利をそこなわないように最終の

判断を下せるか、どういふふうに訴訟を進行していけばいいか、その点で、たとえば人事の問題もありまじやうし、あるいは期日指定の問題もありまじやう、さういふいろいろな訴訟指揮上の権限を、さういふふうに行使して審議を進めていけば、最終的にこの一万数千名の方々の御満足を得、また公社側の御満足を得る適正な裁判ができるかといふことで、いわば苦心しながら訴訟の進行をはかつておると確信しておるわけでございます。

そこで、たしか昨年でございますが、この法務委員会でも坂本委員からお話がございまして、私自身も若干民事訴訟の裁判官をやつた経験がございまして、一番苦労いたしますのが、一方は当事者本人であり、他方は弁護士の事件でございます。裁判といふものは、先般神近委員のお話のときにも申し上げましたとおり、単に公正であるだけでは足りないもので、公正であると同時に信頼を受けなければならぬ。さういふことと、一方と一方が必ずしも法律的知識その他で同じでない場合に、さういふふうに訴訟を進めていつたら双方に公正といふ点についての信頼を失わずして適正な結果に到達することができるといふことを、非常に苦心をするわけでございまして、さういふ点では、実は先般の御質問の際にも申しましたとおり、たとえば法律扶助協会といふようなものを御利用いただいて弁護人をおつけいただくことができれば、その点は非常にスムーズにいくことになるわけでありまして、しかし、現行法では弁護人強制主義をとつておられますので、ぜひ弁護人をつけてくれといふことをこちらから申し上げるわけにもいかないわけでありまして。

そこで、先ほど坂本委員から輔佐人はどうかといふお話がございました。輔佐人といふのは、民事訴訟法の八十八条の規定によるものであると伺つたわけでもございまして、この規定によりますと、「当事者又は訴訟代理人ハ裁判所ノ許可ヲ得テ輔佐人ト共ニ出頭スルコトヲ得」、さういふ規定になつておりました、現在の通説からまいますと、この裁判所の許可といふのは、裁判所の裁

が、裁判所からは大体この規定に基づいて、三十日以内に第一回の口頭弁論期日の指定を受けているわけなんです。それを、十一月から、十二月、一月、二月、三月ですが、まだその期日を指定されておられないのがほとんど大部分です。これは計算すればわかることですが、そういう点も、私は最高裁のほうにはおわかりじゃないかと思つて資料を求めたわけなんですけれども、わかつていないわけなんです、実際はそうなんです。そうして、裁判官が訴訟指揮を乱用する——と言ふと語弊があるかわからぬけれども、何でもかんでもそれをその一つだけを、これは私の推測も多少入つておるかわかりませんが、判決をして、ほかのは右へならえなんだというよりなことで、ほんとうに日本の民主裁判が権力的な裁判の行使によつて国民の権利を侵害するといふようなことが、これは言い過ぎかも知れませんが、見られるわけなんです。

それで、どういふわけがこの期日について大部分がまだ指定になっていないのか、その点はどうですか。裁判所としての見解はいかがですか。もう四月月になるわけですが、その点を承つておきたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 事柄は、具体的な事件の訴訟指揮の問題でございますので、私どもの御報告なり御説明申し上げます事柄にも、おのずから限度があることをお許しいただきたいわけでございますが、先ほど来坂本委員からお話がございましたように、民事訴訟規則の第十五条では御指摘のような規定がございまして、必ずしも三十日以内とも申せないとはいえませんが、一般的にはそれに近い期日——正月等が間にはさまりますと、場合によつては二カ月ぐらいのことは間々ございしますが、大体において一、二カ月程度で第一回期日が指定されておりますのが通常の例でございます。それから先ほど来問題になつております電電公社関係の事件の中には、数カ月経ましてまだ期日の指定になっておりませんものがございますことも、事実のようでございます。そこ

で、その点はどういふわけかという点でございますが、これは私も正確に報告を求め、あるいは資料を徴しておるわけではございませんし、繰り返し申し上げますように、それぞれの裁判官の訴訟指揮上の御判断のことでございますので、これを憶測する以外に方法がないわけでございますから、あるいは正確でない面もあるのではないかと申しますが、その中にもいろいろな内容と申しますか、やり方のものがあるように聞いておるわけでございます。

で、これは一般の事件と違います点は、先ほど来問題になつておりますように、一件が五十人程度のものがかなりあるわけでございます。そうして、五十人の事件というものは別に一般的に珍しくはございせんが、その五十人が全部本人訴訟でおいでになつておるといふケースは、比較的珍しいわけでございます。そういたしますと、すでにその法廷の収容の面から申しましても、五十人全部同時に当事者としてお入りいただいてやるという施設が、必ずしも従来十分でない。そういう点で、たとえば分離を必然的にせざるを得ないかどうかといふような面もあるわけでございます。

その分離をします際に、どういふふうに分離をするか。これは公社側のおっしゃることもありますし、うけれども、またそれによりまして、ある意味では非常に不公正の誤解を受けるわけでございますから、裁判所としては、公社の言い分もあるとはいひませんが、またそれと別個の公正な見地から分離をするといふようなことで、分離のしかた一つにしても、普通の事件でございすれば、分離併合というようなことは、すぐに当事者は御了解いただけるわけでございますが、こういう事件になりますれば、分離併合の問題でも、なかなかむづかしい問題であるわけでございます。

それからまた、これは具体的な事件のことでございますから、あまり内容に立ち至つて申し上げることはいいかがかと思ひますし、私自身、正確な知識を持つておるわけではございせんけれども、たとえば、単に過去の賃金の昇給だけではなくて、

将来の昇給、しかも、たとえば昇給した場合の補償金とか、いろいろその給与というやうなことになるならば、内容的にもなかなかむづかしい。ここで一々どういふ点かといふことは差し控えていただきますけれども、いろいろむづかしい問題を包蔵しておるわけで、それをどの程度まで開くかといふような点は、これもまた裁判官の一つの裁量行為であるわけでございます。

そのほかにも、想像できますことは多々ございしますが、あくまで想像でございますので、裁判官が、はたしてどういふ判断で期日を指定しないのかどうかといふことを具体的に確認はいたせないわけでございますが、いろいろそういう点を総合的に判断し、そしてある程度当事者とも接触しておることとございまして、ある程度書面審理的な、準備的な手続もやつておることであろうと思ひわけでございますが、そういういろいろな手続を準備しながら、期日の指定を用意しておるといふことではないかと考えるわけでございます。そうしていつまでも期日を指定しないといふことではないように私としては理解しておるわけでございます。その辺のところは、ひとつ坂本委員も法曹でいられますし、私どもの苦衷の存するところも十分御理解いただきたいわけでございます。

要は、決して特定の事件のみを処理し、ほかのものはほつぽり出すとかいふやうなことは毛頭ございせん。最終的にはすべての事件について適時適切な判断をしたいといふことで、そこへ持つていくまでに、どういふふうに分離するなり、また期日をどういふふうに関連するなりしていいか、すべての関係について、同じ日に同じように訴えたのだから、同じ日に弁論期日を開かなければ、法のものと平等に反するとまで申しかねると思ひますので、その辺のところは、ある程度裁判官の訴訟指揮を御了解いただきたい、かように考えます。

○坂本委員 裁判官を信頼できない点があるものだから、お聞きしておるわけなんです。というの

は、法務省、公社側が行つて、そうしてこれは私の推測だけれども、私の質問の最初に、職員局長が裁判所にお願ひしたと言ふので、びんときましたのは、一般の人が想像していることを私が集約したことにびんと合うものだから、裁判所にお願ひしておる、こう言つたわけなんです。というのは、これは少し行き過ぎか、事実にも多少反することがありまして、やはり裁判官も人間だし、権力者です。それと、法務省の代理人と公社側の代理人が行つて、これは準備手続にする必要はない、口頭弁論でいいけれども、口頭弁論じゃ公開をしなければならぬ。公開は傍聴人がある。それをやらぬためにわざわざ準備手続にして、そうして非公開にして、おまえたち何人来てだめだ、表へ出ろ、原告は一人でもいい、判事室でやる。そうして被告のほうには、公社側と法務省の代理人が来て——代理人は検事です。検事といふと、一般の人はおそれておりますからね。それが来て、こうでもない、ああでもないといふふうには、裁判官に輪をかけてやうなことをやるものだから、これではとても公平な裁判はできないといふのが一万六千名の訴えを出した人の気持ちなんです。そういう推測をしているやうな事実をやつておるじゃないかと思つて、私は非常に憤りを感ずるし、憤慨にたえないわけです。

そこで、私は本日ここに出る前に、訴状——これは大体全国同じだそうですが、訴状と公社側の答弁書——これはよくできております。私も弁護士だけれども、弁護士だつてできないやうな、公社側のためには非常に有利な、裁判官を納得させるやうな答弁書ができております。しかし、私は、これを見ても、訴状に書いてあるものは、ずっと認めておるわけなんです。認めておるものは、当事者の間には争いがないといふことなんです。争いがあるのは、大きくいへば、ただ一点だけなんです。そうしてここに非常に巧妙に公社側の答弁書ができておりますけれども、争いは、結局、定時昇給を延伸したのは正しいんだというのが主張なんです。そうして訴状を見ますと、訴

状は、この定時昇給の延伸は正しくないという具体的ことをここにあげておるわけです。争点はそこだけなんです。だから、そこだけになりますと、私なんかは三十年も弁護士でめしを食ってありますが、これは準備手続で傍聴人が希望するのを排除せずに、やはり口頭弁論を開いて、双方の争点を裁判官が明らかにして、その争点に対して行なう。これが一番重要でしょう。攻撃、防御の立証方法等がありまして、それをやってしかるべきだと、これは私の見解も十分入っておりますが、そう思われるのです。それを裁判官が準備手続にして、裁判官の部屋に原告を一人だけ呼んで、被告のほうは、何人も申し立てられども、不都合だから言うわけですが、法務省の代理人と公社側の代理人が入って、そうして何だかんだと言われる。だから、裁判所ってこんなもんですか、訴訟を起こして、裁判をお願いしているのに、えらいけんまくでおこられに行っているようなものだ、おこられるだけならいいけれども、自分たちの主張を、まるで悪人のようなことを言われると。言う。これはしるうとの言うことだからというので、その準備手続をやるところに、非常に権力の行使で、公平な裁判ができないじゃないかという疑義があるわけですね。

そうしてさらに、形式上争われている点は、口頭弁論期日を、十一月の中ごろですか十二月ですか、以来二カ月以上も指定しない。これはあなたのいろいろな推測のあれだろうけれども、いろいろ事情がある、分離だとか何とか言うけれども、分離なんかしないでできるように、これは職員の方でも、専門の人に聞いていろいろ訴状をつくってありますから、その人が代理人で裁判所に行けば、裁判所はそんな横着なこととは思わないのです。また法務省の代理人も公社側の代理人も、そんな横着なこととは思わないと思う。そこで一人一人呼び込んで、ああでもない、こうでもないということをやる。そうして裁判の運用において不公平があるから、公平な、国民の納得するような裁判ができないということを危惧するわけです。

本日の審議は、裁判所の問題に関して、税法とか工業所有権についての専門知識の者がいなければできないからという改正の問題であるけれども、それでなくして、この一般民衆の叫びと申しますか、要望している点について、納得するような裁判をしてもらいたい、それが基本にあるわけですね。私は訴状と答弁書と、いささか専門的に見ておりますが、争点は一つなんです。それを公社側は正しいんだ、こっちは正しくないという。そういう権利を侵害して、月給を上げない、昇給を延ばしてはもらってはかきませんから、とりあえずこの不払いの点を払ってくださいというものがこの訴状の要点じゃないかと思うのです。そういうことだから、いろいろいま申されたことは、これは実際お知りにならぬでおっしゃったけれども、どうも期日を二カ月以上も指定しないのは、根拠はそこにあるのではない。いわゆる一般の何も知らない庶民に対するところの裁判は、おまえたちはそんなふうにと裁判を起してもだめだということをや、権力で一つやっつけて、ほかも右へならえをする。そこに公社側のこのストライキに対する弾圧が、裁判の行使という形式であらわれているんじゃないか。そこに法務省とあるもののが、代理人にしていくところに、私は、非常に言い過ぎがあるかもしれないけれども、訴えを出した方々に対して、並びにやはり一万六千名は家族親戚その他を人れば十万人にも何万人にもなりますから、それがここに出ておるから、この前も法務行政の点で横山氏も、私も若干質問しましたけれども、今度は裁判所の法の改正について、あるいは最高裁判所の裁判官の退職金を高額の改正する、その問題等もありますから、やはり裁判所というものは、何と申しまして、そういうこともやらなければならぬとわれわれは思っております。しかしながら、ほんとうに国民の納得するような公平な裁判をしてもらいたい、こういうことで本日は質問もいたしておるわけでありまして、第一が、口頭弁論期日はほとんど二カ月以上も指定しない

という点と、準備手続に回ってそこでそういうような裁判をすることはぜひやってもらいたくない。これは裁判の独立ということに関係ないことですが、裁判の独立をやらせるといふ裁判の運用のことだから、これはやはり最高裁判所のほうでやっても差しつかえないと思うのです。

この資料によりまして、各高等裁判所管内では裁判官の会を開催して、最高裁判所としては裁判官の会を開催していないけれども、昭和四十年年度会開催計画に基づいて、本年二月三日から三月四日までの間に開催、実施された各高等裁判所管内の労働関係民事事件担当裁判官会において、右事件の処理に関する事項が協議問題として提出された、こういうふうな各高等裁判所管内ではやっておられますから、やっただけならば、いまお示しのようなことならば、なぜ早くそれをケリをつけて口頭弁論期日を指定しないか、こういう問題になるわけです。それを指定しないところに、それは言い過ぎかも知れぬけれども、先ほど来私が申しますような一方的な裁判の運営をやっておられるんじゃないか、こういうふうな考えましたものでありますから、これはひとつ準備手続でせよ、やはり口頭弁論で、大ぜいのおる前で、ことに労働問題に関連するものであれば、そこで裁判官が原告、被告の攻撃、防御の方法を聞いて裁判するものが正当じゃないか。輔佐人の問題について、そういう公開の場所において原告には輔佐人をつけて、そうして公社側の代理人と対等の立場で攻撃、防御の裁判の交渉をやるのが公平な判決を受ける、こういうことになるのではなからうか、こう思われるわけですが、その点についての御所見はいかがですか。これはあわせて、法務大臣がおられますから、大臣にかわる次官の御所見も承っておきたいと思う。

○寺田最高裁判所長官代理者 坂本委員からのお話になりましたこと、まことにごもっともなことばかりでございます。坂本委員の不安にお感じになつておる点、おそらくそれは、さらにその背後にと申し上げては失礼かとも存じますが、そ

の関係の方々、数万人の方々ももし裁判の公正というところに多少とも不安を感じておられるということでございますれば、これは私も最大限の努力をもち、そういうことは決して過去においてでもないし、将来とも公正にやっていますということを申し上げ、その御不安を取り除きたい、かように考えるわけでございます。

ただ一般的に、これは坂本委員つとに御承知のところでございますが、各裁判官の独立ということ、しかしながらそれは決して独善ではなくて、おのずからそこに良識をもって処理されるべきであり、その良識をもって処理される限りにおいては、扱いがそう変わるはずのものでもないというふうな問題、そういう点の調整というものをどうするかという問題は、実は私も最高裁の事務総局の者としては絶えず苦慮しておる問題でございます。多少私どもの事務総局のほうで、かようにしたならばというふうな意見を持ちまして、これを最高裁の事務総局の立場で申し上げますことは、非常にいわば権力的なおいがないでもない。決して事務総局は権力などを持っておりませんけれども、しかし、そういうふうな印象を与えらる面がある、そこで、私どもの発言というものは部内においても慎重の上にも慎重にならざるを得ないわけでございます。そこで先ほど御指摘のありました高等裁判所管内の会合で一つの議論をした。これは実は必ずしもこの事件を担当しておられる裁判官とは限りませんが、あるいは裁判官もまじっておるわけでございます。いろいろ各地方裁判所からおいでになった方々が相互に討論をされる。そういうことによつて討論をすれば、そこにおのずから穏当な結論なりあるは一つの考え方が出てまいるであらう。しかし、むしろそれに拘束されるわけでも何でもないが、みなはどう考へておるであらうかということ、一つの資料としてわかるということでございます。そういう際に私どものほうの係官も出てはおりますけれども、またこれの発言というものは非常に慎重にならざるを得ないわけでございます。そう

いう会同の席上で最高裁の事務当局がこういう方針を示したということになりますと、非常に抽象的な、公正にあるいは公正を疑われないようにという程度のごときでございまして問題はございませぬけれども、たとえば準備手続を開くとか、あるいは開くとか、あるいは口頭弁論をやるとか、やるなどかいうようなことを申しますことは、裁判に対する非常な干渉的なことになるわけでございします。要は、何とかして公正にやってもらえるように、またそういう信頼を得られるようにということとございまして、先ほどちょっとお話をございしました、私、もちろん坂本委員よりはこの事件について内容を詳しく存じておりません。したがって、準備手続が相当か不相当かということも坂本委員との間でお話し合います資格も能力もございません。ただ一般的には、労働事件等では準備手続を開くということは決して珍しいケースではないわけでございします。ただ、たまたま本人訴訟であり、しかも公社側からは法務局の検事さんが来られる、あるいは公社の有力な方が来られる。そこへ当事者本人が一人か二人でお入りになるということ、もしも本人を非常に圧迫するような印象を与えるとすれば、その点に關しては、これはくれぐれも注意をして、そういう印象を与えないようなくふりはやはりしなければならぬと考えるわけでございします。これは毛頭裁判官はそういう気持ちなくして、あくまで準備手続が相当であるということでおやりになっておるのでございしますけれども、そういう誤解は与えないようにしなければいけないと考えるわけでございします。そうして、要は、どこから見ても公正であるという信頼を得られるように、その場合に、しかし、そうかといって、おおよそ準備手続をこの種事件でやつてはならぬというわけにもまいらぬように思いますが、やる場合にも、その点は、そこは十分注意するということだと思いが、その辺のことも機会がございましたら十分そういうところの注意

くらはしても差しかええなと考えるわけでございします。ともかくも、これはしろうとの方でございしますから、そういう不安を与えないように、公正ということについて疑惑を受けないように適正に進めてまいるということについて今後とも十分各裁判官にお願ひしてまいりたい、かように考えるわけでございします。

○山本(利)政府委員　ただいま裁判所側から御答弁がございまして、法務省側としても全く同感でございします。裁判というものはあくまで公正であり厳格でなければなりません。裁判そのものも国民のためにあるわけでございしますから、国民が不安を持って裁判を受けるというようなことは、これはまことによろしくないこととございまして、坂本委員もいろいろ御説の中に常に言い過ぎかも知れぬがということば添えがあったことを記憶いたします。そういう御懸念のないように、いまの段階ではおそろしくいろいろな方面から坂本委員の耳に入って、こうではあるまいかというのを専門家の立場で御案じになつてこの委員会での御発言だと考えますから、そういうことがないようには、先ほど最高裁判所側からも御答弁がございましたように、裁判というものは独立したものでございしますから、直接これに法務省からかくせよという命令を出す筋合いのものではございしませんけれども、この最高の機関である国会の、しかも法務委員会において御専門の坂本委員からこういう御発言があったということは強く響くことだと私は思ひますし、お説の御懸念のないようにという念願において私も全く同感でございします。

○坂本委員　だいぶ長くなりましたから……。なおまたこれに対しては、公社の総裁、それから法務大臣、これはやはり一つの係争の事件でありますから、両方からこうでもない、ああでもないと言へば、そういう立場になるでしょうからでないわけでは、しかし裁判になれば、これはいまま条文は第何条か忘れましたけれども、裁判官は

いつでも和解の勧告ができる、こういう規定があります。そしてこの訴状を見ましても、三年前にはそれに基づいて裁判所が公社側も組合側も両方譲歩して訴訟が解決しておることも私はうかがわれるわけですが、そういうことでこの一万六千名の訴訟を訴訟法に基づいて双方が権利を主張してやるということになれば、一番が解決してもまた控訴すれば二審、上告すれば最高裁ということになるわけでは、私はこういう問題は、これはまだ私の集約が足らぬかも知れませんが、結局原告の訴状と被告公社の答弁書の両方あわせてみますと、事実関係はみんなほとんどそのとおりだと公社側が認めておりますから、争いがなければ、またストライキに關連せぬこともありまして、やはり昇給の延滞をしたのは公社側は正しいのだ、原告組合側はそれは不当だ、定時昇給延滞の理由はない、不当だからこれは裁判に訴えてでも解決し、給料の未払い金を取らなければならぬ。われわれの昇給の問題は、公社に

とめておる間は、一生最後までつきまとうことだから、この際解決をしなければならぬ。こういうことで昇給の延滞をされたのではたまたまないというところで訴訟が起きているわけですから、争点も集約していけば原告は昇給する理由があると主張し、公社側はなしと言ひ、その一つに歸するのではないかと私は思ふのです。それをやはり最後まで公平迅速な裁判というので、公社側はあでもない、こうでもないと言ひ、裁判の運営にかこつけて昇給を引き延ばす作戦をとっている。裁判所は端的に言ひて裁判官を二十何名増加したくらいでは足らぬと思ふのです、さつき答弁がありましたけれども、百名も二百名もふやしてやるかといへばそれもできないし、問題はそこにある。私が特に最初から主張したのは、これは公社の中の問題なんです。外からの問題なら別ですけれども、公社内の問題であるし、しかもやはり職

員が働かなければ、電話の問題にしても、公社の事業も、何にしても職員の労働力によってこれが確保されておるわけなんです。だからそれをストライキが原因で昇給しないぞと言ひたんだは、これは大きい立場からは、日本の電信電話の業務の破壊になるのではないかと思ふのです。総裁は、そういうことをさせないようにはやるべきである。いまの裁判の行き方というのは、憲法二十七条、二十八条において、旧憲法時代はそういうこともできなかつたけれども、新憲法下ではできるようになった。やはり使われる労働者は団結をして、労働組合その他の組織的方法によつて権力を持ち、金力を持つ公社の総裁その他と対等の立場に立つて話し合いをしてお互いの労働者が働く、そうして労働条件の改善もやろうという、そこに基本があるわけですが、それを労働者が悪いのだと総裁ははじめ権力者がきめつけるということも、これは間違いだと思ふのです。これは団体交渉という点もありますから、それはいままでも団体交渉も双方で相当やつたでしょう。しかし裁判となり、こういう事態に立ち至つてまたあらためて真剣に団体交渉でもするときに、おのずからその道が開けてくる。何も裁判官までふやしてこの事件の判決云々をやる、最高裁判所までもやるというふうな問題ではないだらう。何度も申しますけれども、公社内のことでありますから、しかも争点をしぼれば昇給延滞の問題と思ひます。どちらがその理由が正しいか、昇給しない原告、すなわち働く職員、すなわち労働者は給料を所定どおり昇給して払ってくださいというのがこの訴訟であるから、そういう点にひとつ配慮をしてもらつて、これは原告側は労働組合の組合長その他もおられますから、その方々もまた十分了解されてやれることだし、公社側のほうもこれは有給休暇はやらぬ、やらぬで原告側職員たちを困らせておいて、訴訟を有利に導こうという公社側の腹算、これは私の思い過ごしかもしれないけれども、公社側の考えの片

りんがうかがわれるから、そういうことのないようにしてもらいたいと思います。

この問題についてはいろいろ詳しいこともありますが、本日はこの程度にして、あと留保いたしまして、ものごとは何でも全部ピンからキリまでやってみようという右か左かになるわけですが、やはりその点は何とか打開できないだろうか、そういう点もひとつ法務当局、電電公社、裁判所側も真剣に御考慮をいただきたいということを要望いたしまして、本日は留保して、この次にいたしたいと思います。

○大久保委員長 次会は来たる十日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会